

借入（リース）物件仕様書（自動車）

1 車種等

車種	ダブルキャブ型ダンプトラック
ミッション	MT
台数	1台
積載量	2トン以下
総排気量	ディーゼル 3,000CC 未満
乗用定員	6人
ドア数	4枚
荷台	<ul style="list-style-type: none"> ○ダンプ三方開き（支柱あり） ○表面鉄板張り ○後部ダブルフック付き ○低床式（床面地上高 900mm以下）
車体カラー	<ul style="list-style-type: none"> ○車体全体を黄色 <ul style="list-style-type: none"> ・塗料はハイソリッドラッカーまたはフタル酸レンジエナメル（日本塗料工業会標準色G4-346＝標準色が改正された場合はこれに相当する色）、下塗り1回、中塗り1回、上塗り2回を行う。タイヤホイールも同色。 ○前面、両側面、後面に幅 15 c m の帯状かつ水平の白色帯を設ける。 ○フロントバンパー及びリヤバンパーは白と赤のストライプを公安委員会の道路維持作業車の仕様に合致するように塗色する。（別添①参照）
キャビン	<ul style="list-style-type: none"> ○運転席と後部座席を区別して車両法に定める保安基準により作成し、乗員座席はビニールレザー張り（厚さ 0.2mm以上）とする。 ○床は鉄板加工をして前後の床にラバーマットを敷く。
散光式回転灯	<ul style="list-style-type: none"> ○黄色散光式回転灯（パトライト AWS-24HM、または同等品）を運転席屋根中央部に取り付け、運転席・助手席とも点滅操作できる位置にスイッチを設置する。
指定文字等	<ul style="list-style-type: none"> ○両サイド後部ドアに『ハマのマーク』（縦 13 c m × 横 18 c m）、『横浜市』（一文字縦 13 c m × 横 13 c m）を黒色ゴシック体で白色帯に記入。 ○『ハマのマーク』『横浜市』下部に『磯子土木事務所』（一文字縦 6 c m × 横 6 c m）を黒色ゴシック体で記入。 ○両サイド荷台横（白色帯の部分に）『道路維持作業車』（一文字縦 13 c m × 横 13 c m）を黒色ゴシック体で記入。（別添①②参照）
装備品	<ul style="list-style-type: none"> ・エアコン ・AM・FMラジオ ・時計 ・バックブザー ・フロアマット ・前後サイドバイザー（ロングタイプ） ・車両用消火器（ABC消火器 1 k g） ・パワーステアリング ・エアバッグ（運転席・助手席） ・ABS ・荷台座席寄りに角と角材設置（回転灯の高さまで 別添③参照） ・ドアとドアの間にミラー設置（両サイド サイズは別添④参照）

	<ul style="list-style-type: none"> ・ルーフデッキ（縦 620mm×横 1200mm×高さ 80mm 別添⑤参照） ・後部座席工具箱を助手席サイドのみに設置（奥行 450mm×幅 350mm×高さ 130mm 別添⑥-1 参照） ・フロアシフト ・電動格納ミラー（左右独立スイッチ 別添⑦参照） ・パワーウィンドウ（運転席・助手席） ・サイドバンパー（付近に歯止めホルダーを左右一つずつ設置） ・リヤバンパー（別添③参照） ・リヤヒーター（別添⑥-2 参照） ・室内灯（ルームミラー付近） ・後部座席出入口センターピラー部分に取手設置（両側） ・後部座席出入用にステップ設置 ・けん引フックを前後に設置（別添⑧参照） ・後ろあおり レバー式ロック（別添⑨参照） ・外側工具箱（後部座席下＝スペアタイヤ格納部分へ装着）（別添⑩参照） ・スペアタイヤ（格納部へは収められないので、別途車体納車とともに納品） ・ルームミラー型後部確認カメラ（運転席・助手席から操作できる位置にモニター設置）（別添⑪参照） ・洗車キット ・アンダーミラー ・助手席サンバイザー ・タイヤチェーン一式（Wタイヤ用） ・前席はE L R 三点式ベルト ・間欠ワイパー ・荷台（別添③参照） ・輪止め一式 ・キー 4 個 ・作業灯 2 灯（別添⑬参照） ・導板掛（別添⑨参照） ・丸棒型ステップを両サイドに設置（別添⑩参照 要別途打合せ） ・24v-AC100v15A の変換装置（例：ニューエラー製 CSAS-1502・1500W）を後部座席運転席サイドに、別添⑫のように設置する。作動スイッチは運転席より操作できるようにする。作動ランプ付とする。別添⑫のとおり、外部電源をつける。 ・ドライブレコーダー
特別仕様	○ダンプ鳥居形状はL型アングルにより角出し
該当車種	いすゞ ダブルキャブダンプ 2 t 積 低床
その他参考事項	<p>現在の使用状況：年間平均走行距離 約 10, 000 km</p> <p>ドライバーの状況：複数人</p> <p>九都県市指定低公害車：適合</p> <p>神奈川運輸支局への車両登録及びそれに付随する車庫証明、車両検査は賃貸人において行う。「道路維持作業用自動車」の指定は、賃借人名義において賃貸人が手続きを行う。</p>

2	物品納入期限	令和2年3月2日(月)
3	借入期間(本年度分)	令和2年3月2日から令和2年3月31日まで
4	借入月数(本年度分)	1か月
5	予定借入期間 及び最終日	7年間 令和9年3月1日
6	物品保管場所	所在地 横浜市磯子区磯子3-14-45 名称 横浜市磯子区磯子土木事務所 TEL 045(761)0081

7 付帯事項

- (1) 物品の搬入・撤去等
運搬・搬入及び撤去に要する費用は、すべて賃貸人の負担とする。
- (2) 公租・公課
リース期間中(登録時を含む。)における公租公課については、賃貸人の負担とする。
ただし、契約期間(更新した場合を含む。)中に自動車に関する新税が創設された場合又は税額等
が変更された場合は、賃借人と賃貸人とは、当該増減額分の取扱いについて協議の上決定する。
- (3) 入札方法
この入札は、4に掲げる借入期間(本年度分)における賃借料の総価により行う。
- (4) 賃借料の支払い
賃借料の支払いは、毎月後払いとする。なお、借入開始日の属する月の賃借料については、借入
開始日にかかわらず、月額賃借料を支払うものとする。また、予定借入期間の最終日が属する月(最
終日が月末の場合を除く。)の賃借料については、支払わないものとする。
- (5) 自動車リサイクル料
当該車両にかかる自動車リサイクル料については、賃貸人の負担とする。
- (6) 保険・車検・点検整備
賃貸借契約約款第5条の規定にかかわらず、リース期間中(登録時を含む。)における自動車賠償
責任保険その他保険料、車検・点検整備については、賃借人の負担により賃借人が手続を行うもの
とする。
- (7) 物品の再リース・売却
賃貸人は、予定借入期間満了後、本市の求めに応じて、物品を再リース又は売り渡すものとする。
再リースする場合の月額賃貸料又は売り渡す場合の売買価格については、両者の協議の上決定する。
- (8) 賃貸借契約約款第7条第2項中「又は使用」を削除して適用する。
- (9) 賃貸借契約約款第12条中「設置場所」とあるのは「保管場所」と読み替えて適用する。
- (10) 本契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約とする。

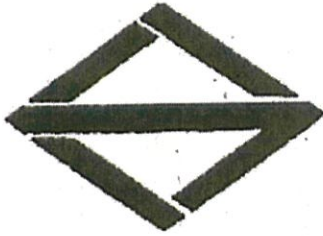
8 仕様書に関する問合せ先

所在地	横浜市磯子区磯子3-14-45		
担当者	磯子土木事務所管理係	TEL	045(761)0081
	八巻	FAX	045(753)3267

○本市徽章

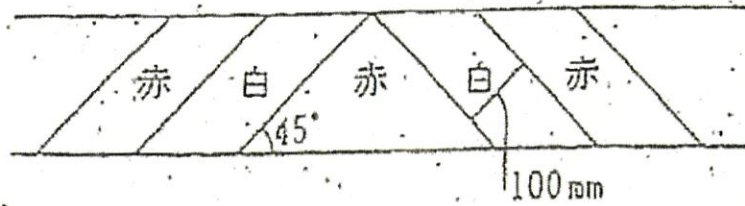
明治 42 年 6 月 5 日
告示第 44 号

本市徽章ヲ次ノ通り相定ム
地質 白
徽章 赤

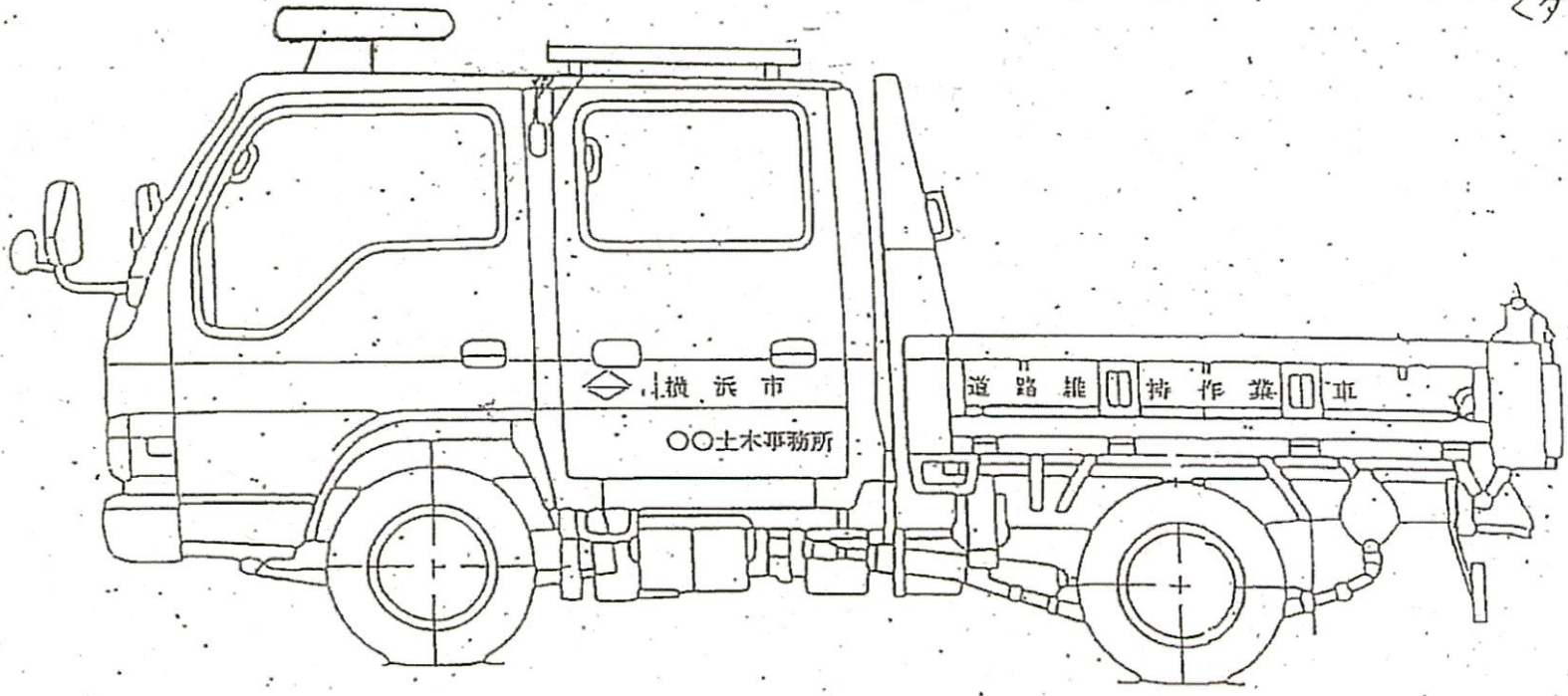


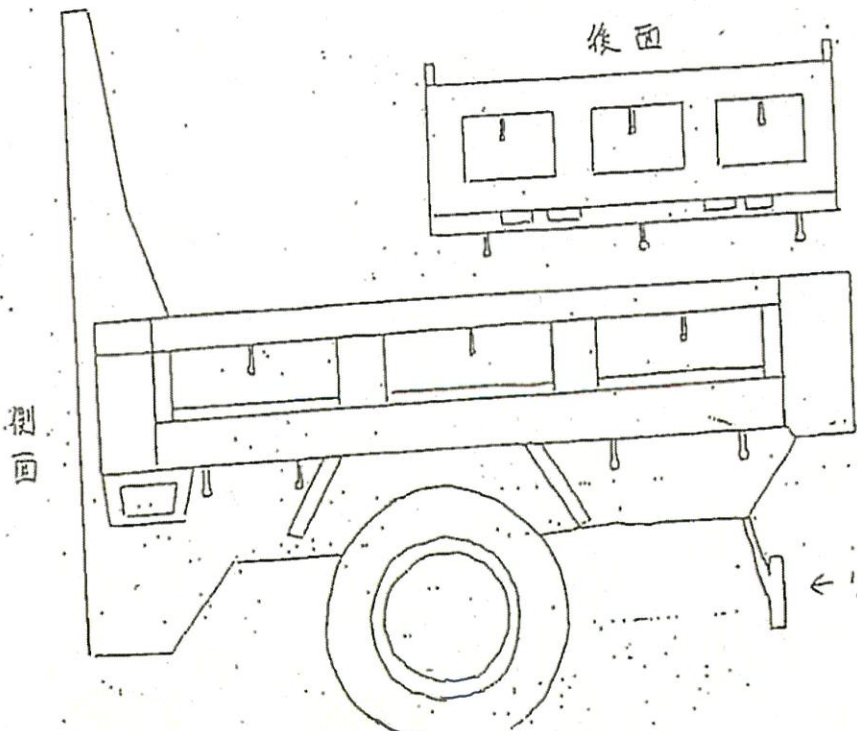
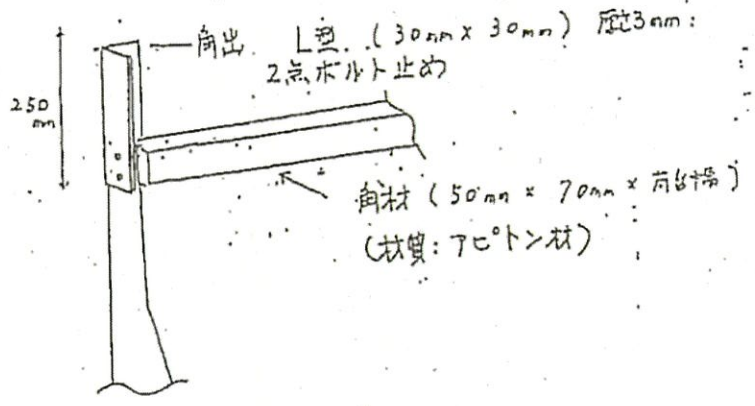
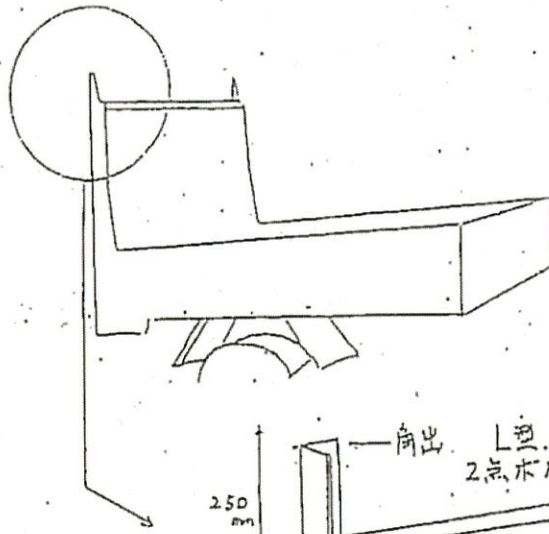
寸法割合
高サハ横ノ 100 分ノ 70
線幅ハ横ノ 100 分ノ 8
線隙ハ線幅ノ 4 分ノ 1

フロント・リアバンパー
ストライプ仕様



<ダブルレチャフ>



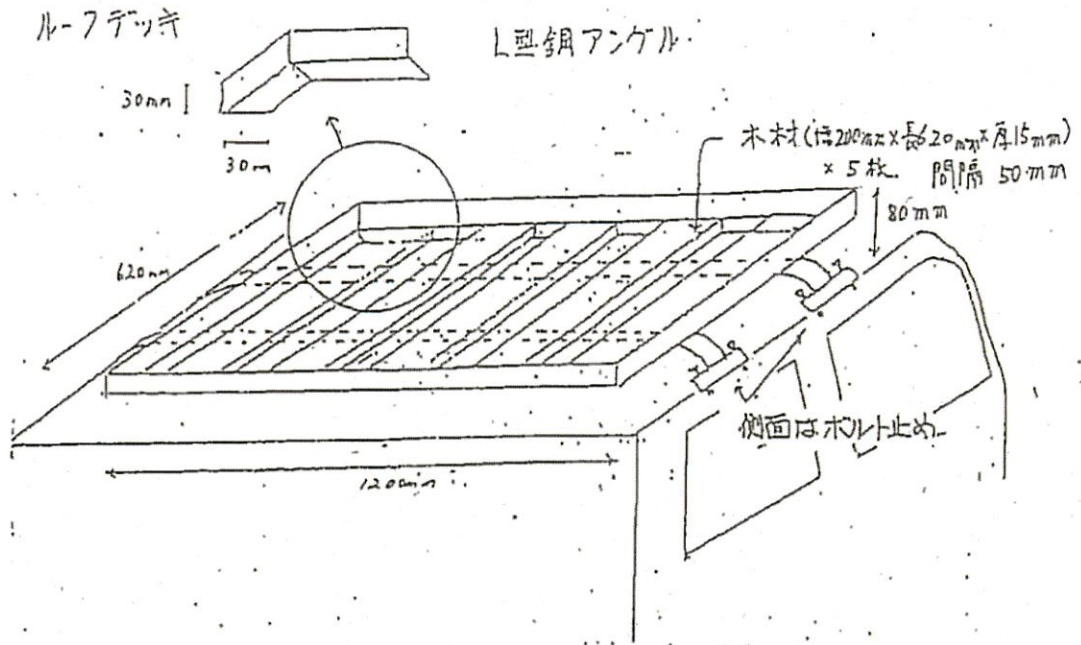


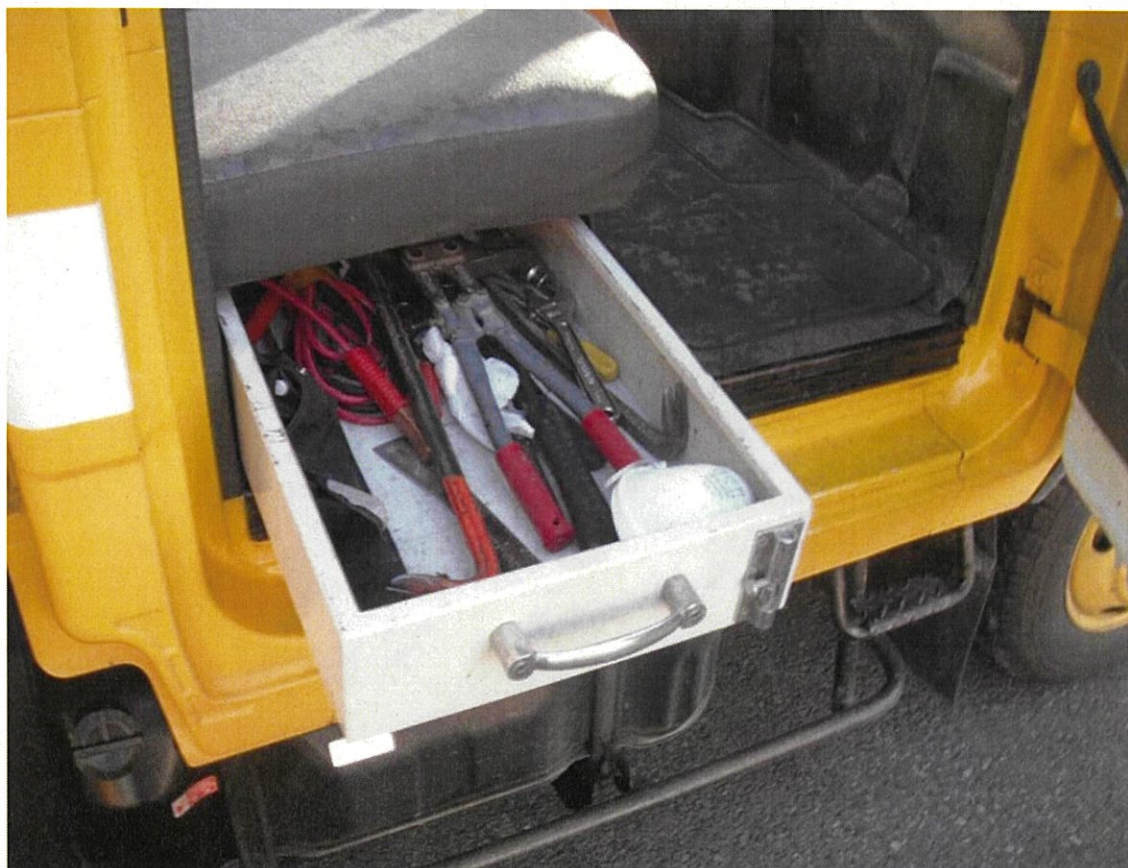
ボルトフックは
両側面7個
後部は6個
(計20個)

← リハビリパー

④

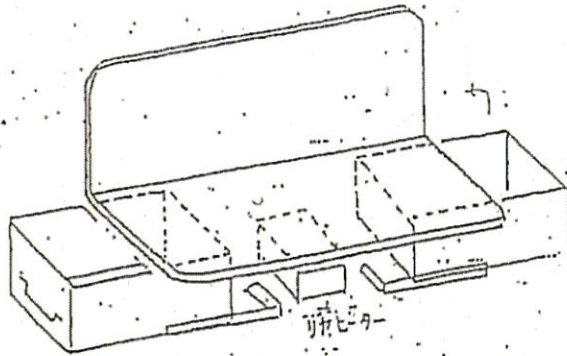






後部座席工具箱

1

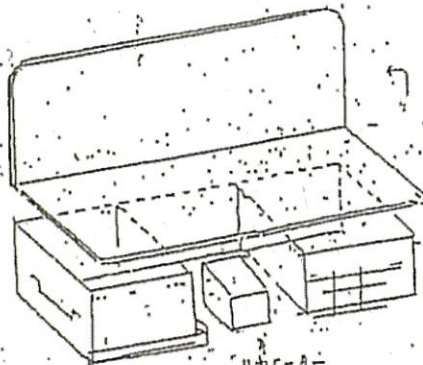


工具箱の大きさは、後部座席と同程度。

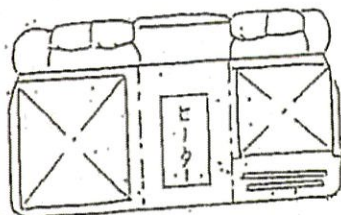
厚さ1.5mm

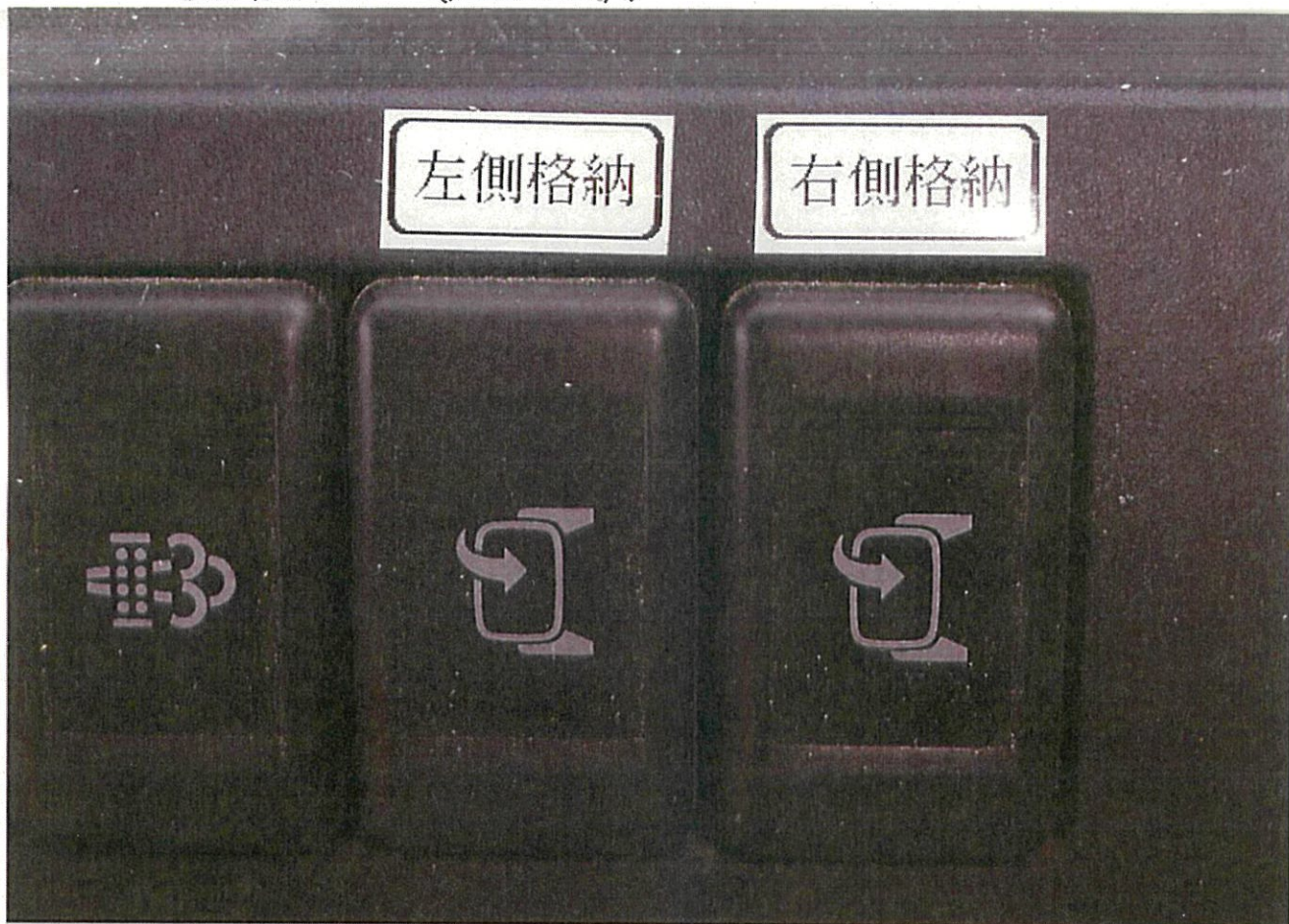
※図は、ヒーターが中央にある場合の設置例を示しています。

2

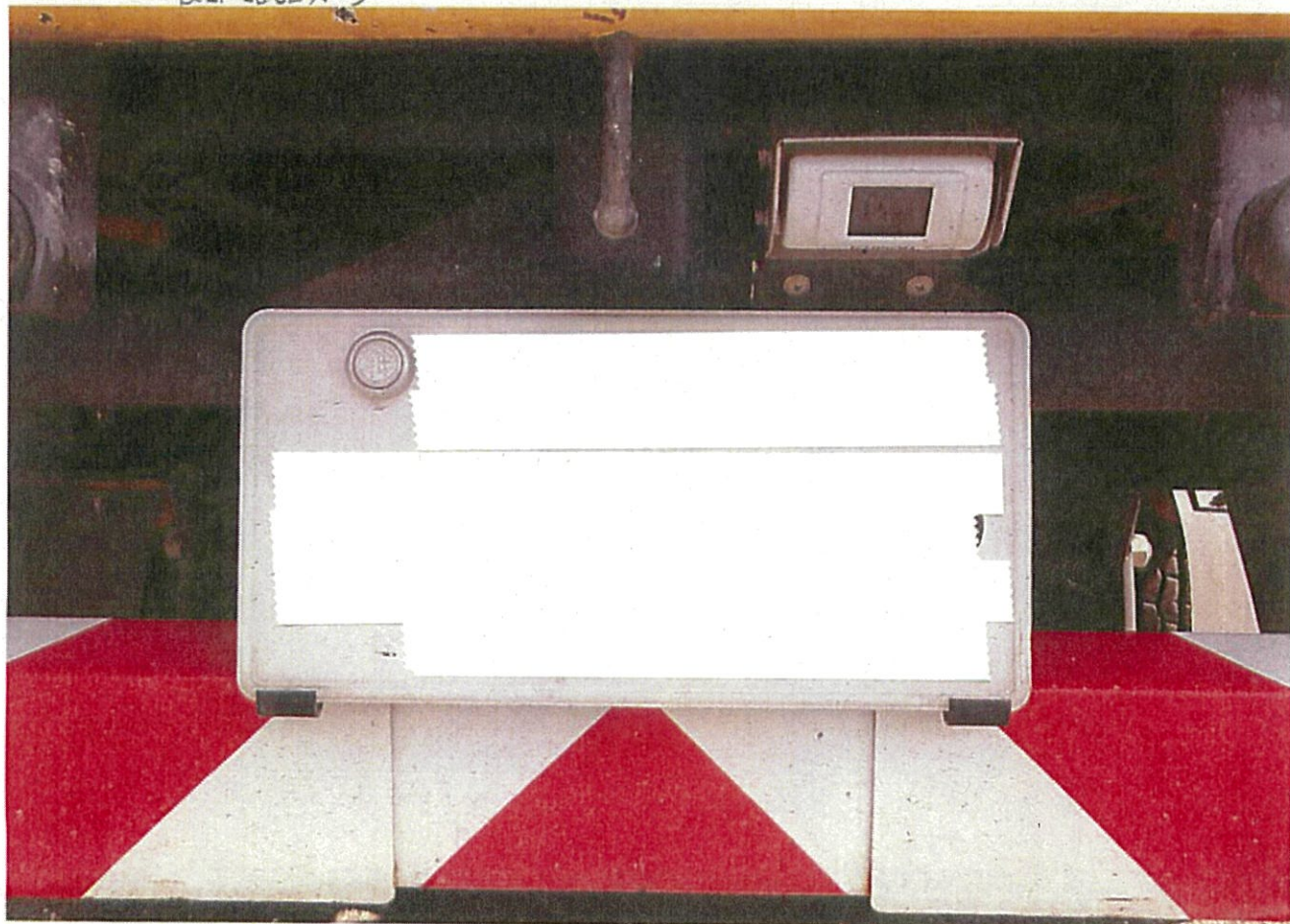


3

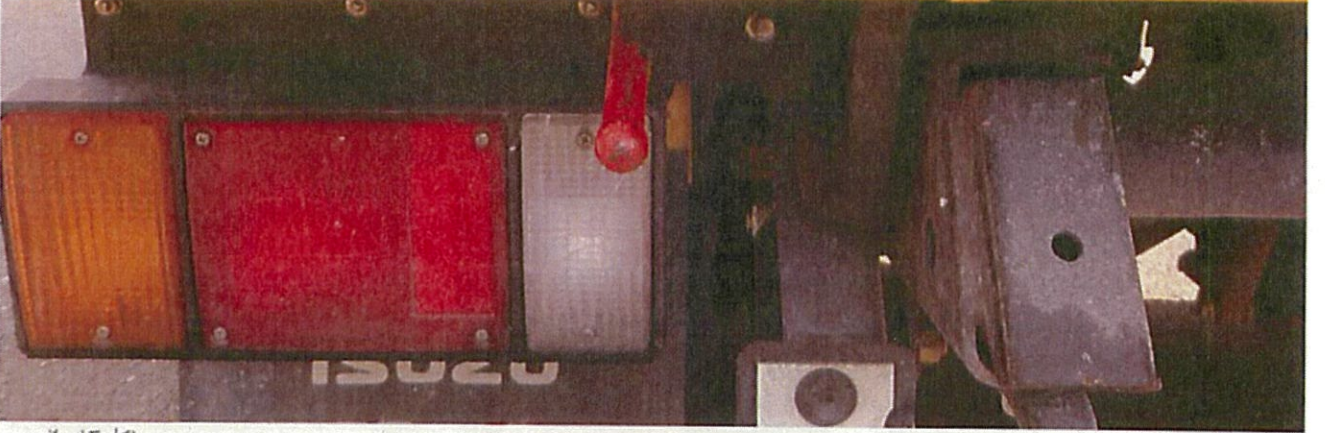




後部確認カメラ





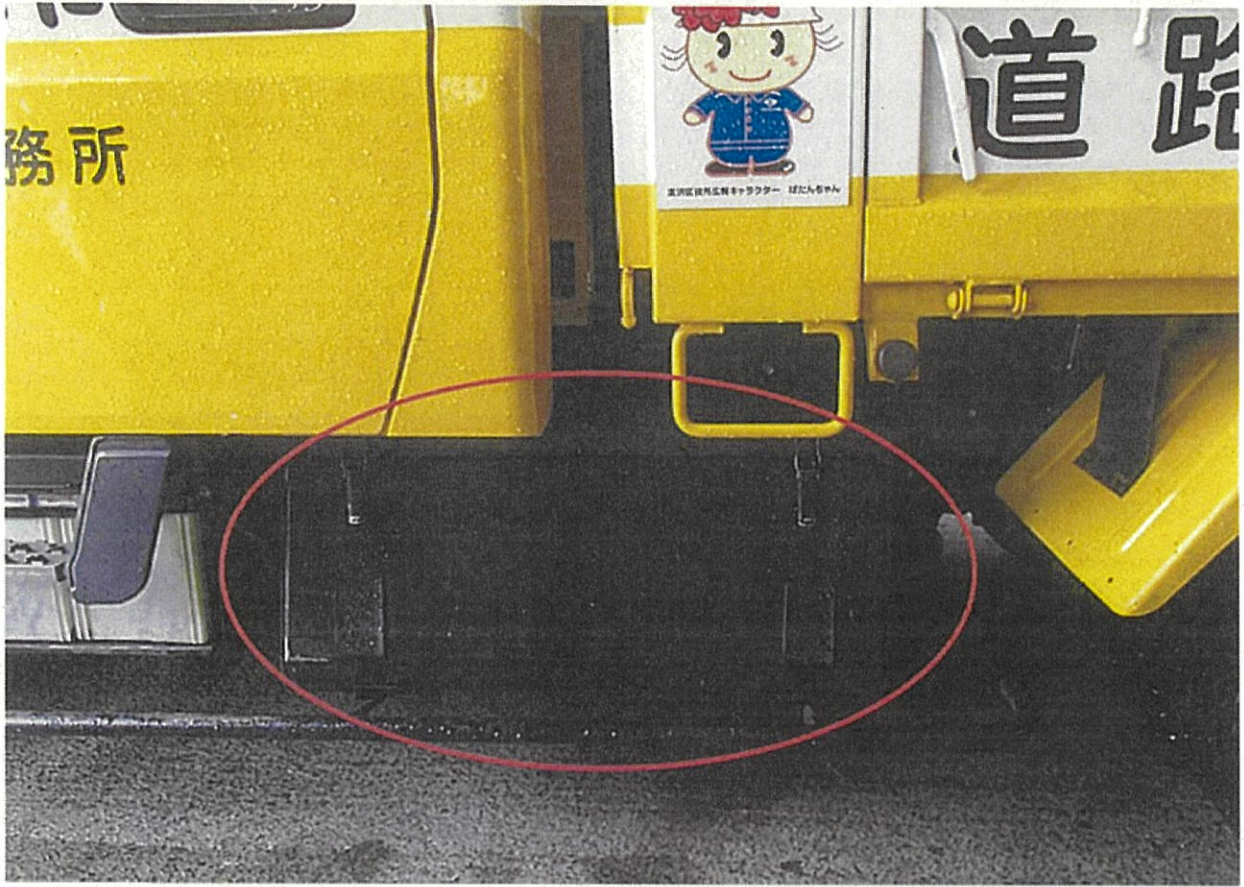


看板掛



外側工具箱

※ できり分け大きく



後部確認カメラ（運転席・助手席から操作できる位置にモニター設置）

